

# 保土ヶ谷公園有料施設の利用料金減免について

1. 次の項目のいずれかに該当する場合には、免除の対象となります。
  - (1) 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所が児童又は生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴しないで施設を利用する場合
  - (2) 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴しないで施設を利用する場合
  - (3) 身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい（児）者が施設を利用する場合
  
2. 次の項目のいずれかに該当する場合には、半額免除の対象となります。
  - (1) 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所が児童又は生徒を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用する場合
  - (2) 社会福祉事業を営む団体等がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、入場料を徴してその施設を利用する場合
  
3. サッカー場及びラグビー場の利用料金減免措置について
  - (1) 高等学校、義務教育諸学校、幼稚園、保育所及びこれらに準ずる教育施設に在学する者を対象とした試合又は練習等を行うために入場料を徴しないでその施設を利用するときは半額免除、入場料を徴してその施設を利用するときは、4分の1免除の対象となります。
  - (2) 高等学校及び高等学校に準ずる教育施設に在学する者を対象とした体育行事を行うため、入場料を徴しないでその施設を利用するときは免除、入場料を徴してその施設を利用するときは、半額免除の対象となります。